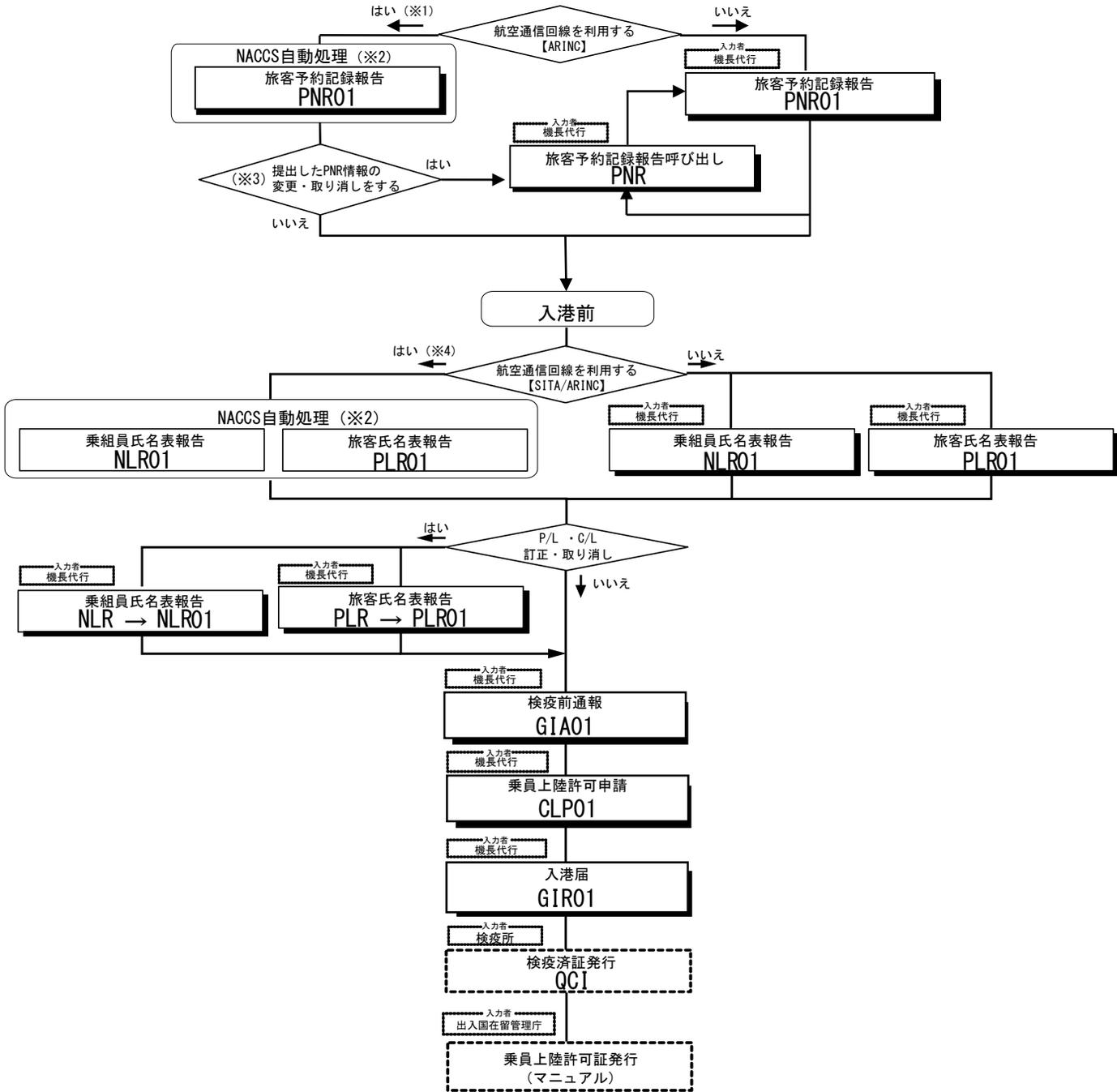


入港業務の流れ

外国空港「出発予定時間の72時間前」及び「離陸直後」



- ※1 航空通信回線を利用した報告を実施する場合には、予め税関に対して「航空通信情報利用による旅客予約記録情報報告申出書」の提出が必要となります。
- ※2 航空会社が航空通信の回線を利用し送信した旅客（又は乗組員）の氏名情報等はNACCSで受信後、自動的にNACCS-EDI電文に変換処理を実施する。
- ※3 航空通信回線経由の訂正・削除は不可。書面による訂正を行う場合には税関へ提出する。
- ※4 「航空通信情報利用による事前報告（代行手続）申出書 兼 委託先登録依頼書」を作成し、予め報告を行う空港を管轄する関係官庁の窓口へそれぞれ一通提出する。

航空入出港業務については、「機長代行」の識別番号を保有する「航空会社」の利用者IDにおいても業務実施が可能。

- 例：・1ANAC (AOA) 【航空会社】
 1ANAC (HOA) 【機長代行】
 ⇒機長代行識別 (HOA) を保有しているため「航空会社」の利用者IDにおいて、航空入出港業務の実施が可能。
- ・J9NAC (AOA) 【航空会社】
 ⇒機長代行識別 (HOA) を保有していないため「航空会社」の利用者IDにおいて、航空入出港業務の実施が不可。